

熱中症対策徹底要請式を開催しました

～関係事業者団体に対して職場における熱中症対策の徹底を要請～

【令和8年5月28日（木）於：埼玉労働局14階大会議室】

埼玉労働局（局長 片淵仁文）は、下表の団体に対し、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の説明と「WBGT 値の測定器の紹介」を行い、今年度猛暑であっても熱中症予防対策を徹底させ、熱中症による死傷災害を減少させるための取組を徹底するよう要請しました。



前列	(左から) ① 一般社団法人埼玉県警備業協会 ② 一般社団法人埼玉県建設業協会 ③ 一般社団法人埼玉労働基準協会連合会 (写真中央) 埼玉労働局長 (同局長の右から) ④ 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 ⑤ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部 ⑥ 林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部
後列	(左二人目から) ⑦ 一般社団法人埼玉県電業協会 ⑧ 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 ⑨ 一般社団法人埼玉県造園業協会 ⑩ 埼玉県住宅工事安全協議会 ⑪ 一般社団法人埼玉県トラック協会 ⑫ 一般社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会



要請の趣旨を説明する片淵局長

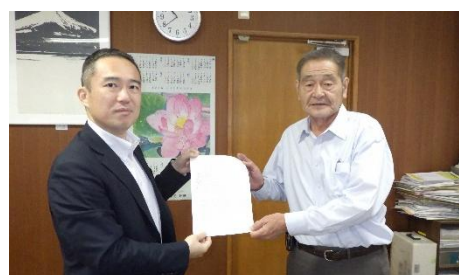
当日、欠席した下記3団体につきましては、後日、高橋労働基準部長が赴き、熱中症予防対策の徹底を要請致しました。



埼玉県倉庫協会



彩の国埼玉・農業法人協会



一般社団法人埼玉県空調衛生設備協会

[別添要請書](#)

[熱中症対策に関する情報については、コチラ](#)

別記の長 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

職場における熱中症予防対策については、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」などにより、皆様と連携して取組を行ってまいりました。

貴団体の関係事業者様をはじめ、県内の各事業場の熱中症対策の取組により、令和7年の埼玉県内における熱中症による労働災害は、記録的猛暑の中、3年連続で死亡者0人となりましたが、他方、休業4日以上之死傷災害につきましては98人と前年から大幅に増加しました。業種別では製造業が最も多く、運送業、商業、建設業が続きます。

熱中症予防については、業種・業態により作業内容や作業場所による制約条件などが異なるため、それぞれの実情に応じた適切な対応が必要であり、令和7年6月にはそれを強化するために労働安全衛生規則が改正され、令和8年3月には、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。

つきましては、熱中症対策の重要性を再認識いただき、暑さが本格化する前に下記の予防対策等について、関係者に対し周知徹底及び指導を行うよう要請します。

記

- 1 令和7年6月1日に施行された改正労働安全衛生規則に基づき、報告体制や異常時の対応手順について、関係事業場及び関係作業者に周知を行うこと。また、熱中症のおそれがある者を把握した場合は、適切に対処すること。
- 2 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、暑さ指数(WBGT 値)を測定し、熱中症のリスクを見積り、リスクに応じた熱中症予防対策を実施すること。
- 3 のどの渇き等の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分をこまめに定期的に摂取するよう徹底し、作業場を巡視してその摂取状況を確認すること。
- 4 健康状態や暑熱順化の状況を確認し、熱中症の発症リスクが高い者に対しては、必要に応じて作業の配置替え等を検討すること。
特に熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ必要な配慮を行うこと。
- 5 注文者、作業場所管理事業者、労働者と異なる場所で就業する労働者以外の作業従事者に対しても、ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施すること。

埼玉労働局長 片淵 仁文

別記団体

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会埼玉県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部
一般社団法人埼玉県建設業協会
埼玉住宅工事安全協議会
一般社団法人埼玉県造園業協会
一般社団法人埼玉県トラック協会
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
一般社団法人埼玉県空調衛生設備協会
一般社団法人埼玉県警備業協会
一般社団法人埼玉県電業協会
一般社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会
埼玉県倉庫協会
彩の国埼玉・農業法人協会